大阪市行政財産使用許可取消書

（様式第３号）

（文書番号）

年　　月　　日

許可者　（住　所）

（氏　名）　　　様

大阪市長　　○　○　○　○

（主管局課名）

　　年　　月　　日付け〔ここに文書番号を記載する。〕により本市都市整備局管理の行政財産を使用許可した物件について、次の条項により使用許可を取り消すものとする。

記

（使用物件）

第1条　物件は、次のとおりとする。

所在地　　　大阪市　　　区　　　丁目　番

駐車場名　　　　　　　駐車場

区画番号　　　　　　番区画

使用用途　　　大阪市営住宅条例第53条の３第１項に定める条件を具備しない者が使用する月極駐車場

（取消年月日）

第2条　使用許可の取消年月日は、　　　　年　　月　　日とする。

取消理由

令和６年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱第　条第　項第　号に該当するため。

（不服申立ての教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

誓約事項

私は、市営住宅附帯駐車場の使用に際し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約いたします。

また、暴力団員に該当するか否かについて、大阪市が大阪府警察本部に対して照会することを同意いたします。

もし、附帯駐車場を使用中に暴力団員であることが判明した場合、若しくは附帯駐車場を使用中に暴力団員となったことが判明した場合、又は市営住宅条例その他関係規定に違反した場合は、附帯駐車場を直ちに明け渡します。